



I 「守る」

命と暮らしの安全・安心を実感できるために

政策 I-1

危機管理

～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

- | | | |
|-------|-----|---------------|
| | 111 | 防災・減災対策の推進 |
| | 112 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| | 113 | 食の安全・安心の確保 |
| | 114 | 感染症の予防と体制の整備 |

政策 I-2

命を守る

～健康な暮らしと安心できる医療体制～

- | | | |
|-------|-----|---------------|
| | 121 | 医師確保と医療体制の整備 |
| | 122 | がん対策の推進 |
| | 123 | こころと身体健康対策の推進 |

政策 I-3

暮らしを守る

～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～

- | | | |
|-------|-----|----------------------|
| | 131 | 犯罪に強いまちづくり |
| | 132 | 交通安全のまちづくり |
| | 133 | 消費生活の安全の確保 |
| | 134 | 薬物乱用防止等と
医薬品の安全確保 |

政策
I-4

共生の福祉社会

～地域の中で誰もが共に支え合う社会～

- | | | | |
|-------|----|-----|-----------------------|
| | 施策 | 141 | 介護基盤整備などの
高齢者福祉の充実 |
| | | 142 | 障がい者の自立と共生 |
| | | 143 | 支え合いの福祉社会づくり |

政策
I-5

環境を守る持続可能な社会

～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～

- | | | | |
|-------|----|-----|------------|
| | 施策 | 151 | 地球温暖化対策の推進 |
| | | 152 | 廃棄物総合対策の推進 |
| | | 153 | 自然環境の保全と活用 |
| | | 154 | 大気・水環境の保全 |

防災・減災対策の推進



県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

現状と課題

- 東日本大震災では、国内観測史上最高のマグニチュード 9.0 が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。本県においても、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害が想定されており、地震・津波対策を早急に見直し、県自らの災害対応力を強化していくことが求められています。
- 紀伊半島を中心に記録的な大雨をもたらした紀伊半島大水害は、本県に甚大な被害を及ぼしました。このような広域に被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐための総合的な対策を充実・強化し、計画的に推進していく必要があります。
- 防災に関する支援・受援に関する広域連携の重要性が高まるとともに、県は広域的、専門的な観点から市町が行う防災・減災対策の取組を支援していくことが求められています。
- 東日本大震災を契機に防災に関する意識が高まる一方で、実際の具体的な対策をとる行動には結びついていない現状にあります。県は、「自助」「共助」の活動を促進し、地域防災力の向上をめざしていく必要があります。

変革の視点

「災害は必ず起こる」を前提に、自らの身の安全は自ら守る「自助」および自らの地域は皆で守る「共助」の重要性を県民の皆さんと共有し、防災・減災対策をこれまで以上に実効性のあるものにしていく必要があります。県は、県民の皆さんの命を守ることを最優先に広域的な災害に対する対応力の向上を図るとともに、市町の防災力強化に向けた取組を支援し、総合的な防災・減災対策を推進します。

取組方向

- 緊急かつ集中的に取り組むべき津波避難対策や耐震化対策等を「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、早急に実施します。また、「三重県新地震対策行動計画(仮称)」を新たに策定するとともに、「三重県地域防災計画」の見直しや「三重風水害等対策アクションプログラム」の検証等を行い、自然災害全般に対する総合的な防災・減災対策を計画的に推進します。
- 市町や防災関係機関と連携した災害対策の体制の充実を図り、防災に向けた広域的な連携を促進するとともに、災害時における医療体制の整備や人員・物資などの交通(輸送)の確保、住宅の耐震化促進に向けた取組を進めます。
- 地域防災の核となる人材の育成や防災教育を推進するとともに、防災意識の向上を図り、実際の行動に結びつけるための取組を進めます。また、企業防災の取組を支援するとともに、これまで以上に男女共同参画の視点を取り入れ、災害に強い地域づくりを進めます。
- 消防の広域化、広域運用に資する取組を支援するとともに、産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成27年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。



津波避難訓練



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	38.1% (22年度)	50.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

11101

新たな防災・減災対策の計画的な推進

(主担当：防災対策部防災企画・地域支援課)

「三重県新地震対策行動計画(仮称)」の策定や地域防災計画の見直し等を行い、新たな防災・減災対策を総合的かつ計画的に推進します。

新地震対策行動計画(仮称)の進捗率

—

100%

新地震対策行動計画(仮称)の主要な行動項目の進捗率

11102

災害対応力の充実・強化

(主担当：防災対策部災害対策課)

災害対策本部の機能強化や防災拠点施設の見直し、実践的な実動訓練の実施などにより、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、災害対応力の充実・強化を図ります。

県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

5回

8回

総合防災訓練・防災拠点訓練・図上訓練など、県・市町、防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数

11103

「協創」による地域防災力の向上

(主担当：防災対策部防災企画・地域支援課)

防災に関する正しい知識を共有するとともに、地域ぐるみの防災対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。

自主防災組織の実践的な訓練実施率

23.1%

50.0%

図上訓練や津波避難訓練、避難所運営訓練などの実践的な訓練を実施した自主防災組織の県内全組織数に対する割合

施策 111

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			目標項目の説明
	目標項目	現状値	目標値	
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当：防災対策部防災対策総務課) 防災情報の共有化を推進し、災害発生時に迅速かつ的確に活用できるようにします。	県防災情報メール配信サービスの登録者数	24,000人 (22年度)	50,000人	県の「防災みえ.jp」メール配信サービスの登録者数
11105 災害医療体制の整備 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成などの取組を進め、災害時の医療提供体制の確保を図ります。	災害拠点病院等の耐震化率	54.3% (22年度)	82.9%	県内の災害拠点病院および二次救急医療機関において、全ての建物の耐震性が確保されている割合
11106 安全な建築物の確保 (主担当：県土整備部住宅課) 住宅の耐震化に向けた取組を支援し、地震などの災害に対する建築物の安全性の確保を図ります。	耐震基準を満たした住宅の割合	80.9% (22年度)	90.0%	「現行の建築基準法の構造規定に適合した住宅」と「既存不適格住宅を耐震化した住宅」の合計の住宅総数に占める割合
11107 緊急輸送ルートへの整備 (主担当：県土整備部道路建設課) 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進め、非常事態に対応した交通(輸送)の確保を図ります。	緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	94.5%	第1次および第2次緊急輸送道路に指定されている県管理道路(91路線)の改良率
11108 消防力向上への支援 (主担当：防災対策部消防・保安課) 消防機関、消防関係団体に係る活動を支援し、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。	消防設備等の充足率	83.0% (22年度)	84.0%	総務省消防庁の基準に基づいて市町が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合
11109 高圧ガス等の保安の確保 (主担当：防災対策部消防・保安課) 高圧ガス等を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、適正な保安の確保を図ります。	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6% (22年度)	100%	許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合

シリーズ・コラム①

私たち、みんなで創ったビジョンです！

「みえ県民力ビジョン」の策定にあたっては、県民の皆さんはもちろん、県内の企業や団体、大学生や高校生、三重県議会、市町、若手県職員など、多くの方々から、新しい三重づくりに向けた、たくさんのご意見やご提案をお寄せいただきました。心よりお礼申し上げます。



シリーズ・コラムとして全10回にわたり、パブリック・コメントに寄せられたご意見や、大学生との意見交換の様子、県の若手職員によるワークショップでの提案など、「みえ県民力ビジョン」策定にあたって進めてきた、さまざまな取組をご紹介します。

NEXT

次回コラムでは、多くの皆さんから広くご意見をいただいた、「パブリック・コメント」に寄せられたご意見・ご提案をご紹介します。

83ページへ
どうぞ

治山・治水・海岸保全の



土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の皆さんの不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海拔が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

変革の視点

東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成 16(2004)年、23(2011)年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

平成27年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	232,200戸 (22年度)	237,100戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
11201 洪水防止対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防課) 洪水、高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防等の整備、堆積土砂の撤去、水位計の設置等に取り組めます。	河川整備延長	462.4km (22年度)	464.3km	整備を行った県管理河川延長
11202 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部河川・砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、砂防施設の整備、土砂災害警戒区域の指定等に取り組めます。	土砂災害保全戸数	17,719戸 (22年度)	18,260戸	施設整備により土砂災害から守られている人家戸数
11203 海岸保全対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 高潮、波浪、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、海岸堤防の整備、防潮扉の動力化等に取り組めます。	海岸整備延長	281.7km (22年度)	288.4km	整備を行った海岸保全施設延長
11204 治山対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組めます。	山地災害保全集落数	1,487集落 (22年度)	1,571集落	施設整備等により山地災害から守られている集落数

食の安全・安心の確保



農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ^{注1}等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高い中、食品衛生対策を総合的に推進しているものの、食中毒は依然として発生しているため、食品事業者の自主衛生管理の促進や消費者への啓発などの対策のほか、食の安全・安心について県民の皆さんを含め幅広い分野の方々と連携して取り組むことが必要です。
- 原子力発電所事故に起因する放射性物質による農水産物への影響をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫^{注2}などの食に関するさまざまな問題が発生しています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が高まり、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料等の適正使用管理が必要です。

変革の視点

ハサップ H A C C P 手法^{注3}を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、食品製造業に加え飲食店営業も対象としてこれまで以上に幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、家畜伝染病の未然防止や、まん延に備えた危機管理体制を構築するため、強化された飼養衛生管理基準の遵守を全農家に徹底します。

取組方向

- ハサップ H A C C P 手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、食品等の生産から販売に至る各段階で、食中毒の発生頻度等をふまえて、危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視・指導および検査を実施します。
- 食の安全・安心への消費者、事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開し、意見交換の場を充実します。
- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、引き続き残留農薬、残留抗菌性物質、放射性物質等の総合的な検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病に係る監視指導體制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

平成27年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品検査における適合率	100% (22年度)	100%	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合

主な取組内容 (基本事業)

11301

食品の安全・安心の確保

(主担当：健康福祉部食品安全課)

食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制や食品事業者の自主管理体制を整備し、食品の安全・安心の確保を図ります。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	147 施設 (22年度)	172 施設	食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100% (22年度)	100%	「家畜伝染病予防法」において発生予防やまん延防止等を図ることとされている家畜伝染病について、県内で発生した場合の初動防疫での沈静化成功率

11302

農水産物の安全・安心の確保

(主担当：農林水産部農産物安全課)

家畜伝染病等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理および衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。
 注) 2 口蹄疫(こうていえき)：牛や豚など、偶蹄(ぐうてい)類の家畜にのみ感染するウイルス性の伝染病で、伝染力が強いいため特定家畜伝染病に指定されている。
 注) 3 HACCP(ハサップ)手法：製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。

感染症の予防と体制の



県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

現状と課題

- これまでは、感染症の発生を早期に探知する仕組みが整備されておらず、関係機関間での迅速な情報共有も進んでいなかったことから、感染症の予防および拡大防止のために、より迅速かつ的確な感染症対策の取組が必要となっています。
- 近年、インターネット情報が氾濫していることから、これまで以上に感染症に対する正しい知識や情報を的確に提供するとともに、感染予防の啓発を進めていく必要があります。
- 新たな感染症の発生や腸管出血性大腸菌O157などによる集団発生が危惧されていることから、迅速かつ的確な予防対策を講じることが出来る人材の確保が必要となっています。
- エイズ(AIDS)等の感染拡大防止には、早期発見、早期治療が重要とされていますが、検診受診者数は減少傾向にあることから、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発していく必要があります。

変革の視点

感染症対策をさらに推進するためには、発生の兆しを早期探知し情報共有していくことが重要であり、医療機関、保育所、学校等の関係機関とのネットワーク構築に取り組めます。また、新たな感染症への対応を迅速かつ的確に行うことができる、より高い専門知識を持った人材の育成に取り組み、その感染症情報化コーディネーター等が中心になって、よりわかりやすい情報を関係機関に速やかに提供して、感染症の予防対策を進めていきます。

取組方向

- 医療機関、保育所、学校等が感染症情報システムを活用し、各施設において感染予防対策を推進できるよう支援します。
- 感染症情報システムに基づく情報を公開することにより、県民一人ひとりが感染状況を把握し、感染予防対策がとれるよう支援します。
- 高い専門知識を持った感染症情報化コーディネーターを育成し、コーディネーター等が医療機関、保育所、学校等の関係機関と連携して、感染症予防に関する普及啓発を実施するとともに、腸管出血性大腸菌O157などによる感染症の集団発生防止に努めます。
- 感染拡大防止のために、早期発見が重要であるエイズ(AIDS)等については、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。

平成27年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
感染症の集団発生日数	2件 (22年度)	0件	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

11401

感染症予防普及啓発の推進

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

感染症予防に向けた啓発や発生に関する情報提供を行うことで、県民一人ひとりが感染症に対する正しい理解を深め、感染症の拡大防止につなげます。

感染症情報システムを活用している施設の割合

—

100%

全ての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校のうち、感染症情報システムを活用している施設の割合

11402

感染症危機管理体制の整備

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

感染症情報化コーディネーターを中心に、迅速かつ的確に原因究明を行い、効果的な予防対策を実施することで、感染症の拡大から県民の皆さんを守ります。

感染症情報化コーディネーター数(累計)

—

100人

県が育成した感染症情報化コーディネーター数

11403

感染症対策のための相談・検査の推進

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

エイズ(AIDS)等に関する相談・検査を推進し、これらの感染症のまん延を防止します。

HIV抗体検査件数

993件
(22年度)

1,100件

保健所においてHIV(エイズ(AIDS))の原因となるウイルス抗体検査を行った件数

医師確保と医療体制の



県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- 医師や看護師等の不足・偏在などにより、地域における二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療を安定的に確保するための対策を行う必要があります。
- 「かかりつけ医」を持たないことなどから安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの地域医療に対する理解の促進と適切な受診行動が求められています。
- 安全・安心な医療を確保するため、医療に関する相談に適切に対応するとともに、医療機関の情報提供を進める必要があります。
- 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。
- 市町国民健康保険は、医療費が高い高齢者や低所得者などの被保険者が多く、小規模保険者もあり、財政基盤が不安定になりやすいことから、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含めた財政支援の拡充など、制度の見直しが求められています。

変革の視点

これまでの行政・医療機関が主体となった取組に加え、県民の皆さん自らが、地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組むことにより、地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、医師や看護師等の医療従事者にとっても魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めていきます。

取組方向

- 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みを構築することなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取り組むなど、医師や看護師等の医療従事者の確保対策を積極的に進めます。
- 救急医療体制を確保するため、ドクターヘリの運航や二次救急医療機関への支援など、市町等と連携して、初期、二次および三次救急医療体制を整備・充実します。
- 医療機関のさらなる機能分担・機能連携を推進するとともに、県民一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、関係団体等と連携して啓発活動を進めます。
- 医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続的に実施するとともに、医療機関の基本情報などを提供します。
- 県立病院においては、良質で満足度の高い医療を提供できるよう、県立病院改革を着実に進め、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を行います。また、県立志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。
- 市町国民健康保険について、「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、市町に対して県単位の広域化に向けた支援等を行うとともに、後期高齢者医療制度についても、三重県後期高齢者医療広域連合に対して財政支援等を行います。

平成27年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。



県民指標

目標項目
人口10万人あたりの
病院勤務医師数

現状値
118.6人
(22年度)

目標値
124.0人
(26年度)

目標項目の説明
人口10万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
12101 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 医療機関における人材の確保や地域偏在等の解消等に努めます。また、医師や看護師等の医療従事者にとっても、魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めます。	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	167人 637人 (22年度)	217人 665人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数 県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数
12102 救急・へき地等の医療の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 医療を必要とする人が場所や時間を問わず適切な医療を受けられる環境を整備します。また、県民の皆さんの地域医療に対する理解を深め、地域の医療を守る行動等につなげていけるよう取り組みます。	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460 機関 (22年度)	585 機関	県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数
12103 医療の質の向上 (主担当：健康福祉部医療対策局医療企画課) 医療の安全確保や医療に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。	医療相談件数	689 件 (22年度)	741 件	三重県医療安全支援センターにおける相談件数
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当：病院事業庁県立病院課) 医療を必要とする人に対して、県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療を提供します。	県立病院患者満足度	78.0% (22年度)	80.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合
12105 適正な医療保険制度の確保 (主担当：健康福祉部地域福祉国保課) 国民健康保険制度および後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう支援します。	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	27.6% (22年度)	69.0% (26年度)	市町が運営する国民健康保険のうち、一般会計からの赤字補てんがない市町の割合

がん対策の推進



がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- がんは県内における死亡原因の第1位で、県内のがんによる死者は年間5千人を超え、過去10年間で約2割増加しています。そのため、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要です。
- がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するため、相談体制や情報提供の充実が必要です。
- 科学的な根拠に基づくがん対策を実施するためには、県内におけるがん罹患状況等の正確な把握が必要です。

変革の視点

がんの中でも、検診による死亡減少効果が高いとされる乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がんの発症予防が可能な肝臓がんの肝炎段階での早期治療を推進します。

取組方向

- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診受診率向上が図られるよう、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、県民の皆さんが、がん検診の重要性に対する理解を深める取組を実施します。また、肝臓がん予防のため、発症の原因となるウイルス性肝炎の早期治療に向けた取組を拡充します。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備、人材の充実を支援するとともに、切れ目のない医療連携体制の充実を図ります。
- がん患者の療養生活の質の向上のため、医療機関が行う手術、放射線治療および化学療法を効果的に組み合わせた治療や緩和ケアの実施を支援します。また、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、地域がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を進めます。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	77.4人 (22年)	66.0人以下 (26年)	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるように年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

主な取組内容 (基本事業)

12201

がん予防・早期発見の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、がん検診の重要性に対する普及啓発や、肝臓がん予防のためのウイルス性肝炎の早期治療などがんの予防・早期発見の取組を推進します。

12202

がん治療・予後対策の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

がん治療を行う医療機関の施設、設備、人材の充実や緩和ケアの実施などを支援することにより、がんに対する適切な治療を推進するとともに、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
がん検診受診率 (乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 14.0%	乳がん 35.0%	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
	子宮頸がん 19.0%	子宮頸がん 35.0%	
	大腸がん 18.2% (21年度)	大腸がん 35.0% (26年度)	
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436人 (22年度)	1,050人	厚生労働省の示す開催指針に基づく緩和ケア研修を修了した医師数

こころと身体 の健康対策



健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時にも、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に依然として多くの県民の皆さんが罹患していることから、日常における健康づくりから病気の予防、早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図るとともに、関係機関による医療連携体制や予後に係る取組の強化が必要です。
- 本県の自殺者数は毎年 400 人前後と高い水準で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進める必要があります。
- 難病患者が年々増えていることや平成 21 (2009) 年に臓器移植法が改正されたことなどに伴い、難病患者等に対する医療費助成や骨髄バンク・臓器移植の普及啓発などについて、引き続き推進していくことが必要です。

変革の視点

依然として多くの県民の皆さんが罹患している生活習慣病やうつ病などのこころの病気を防ぐために、ライフステージに応じた効果的な健康対策を推進します。

取組方向

- 運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着を支援するため、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して地域全体で県民の皆さんの健康づくりを進めます。
- 新たな法律の制定など、歯科口腔保健を取り巻く環境の変化をふまえた取組を進めます。
- うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、家庭、職場、地域などの絆を生かして、うつなどこころの悩みを持つ人を相談につなげる取組や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築を行います。
- 特定健康診査の受診率向上などの取組を進めることで、病気の予防・早期発見につなげるとともに、生活習慣病患者にとって、安心して療養できる体制の整備を進めます。
- 難病患者等への療養支援や生活支援を行うとともに、骨髄バンクや臓器移植についての普及啓発や臓器提供体制整備の推進に取り組みます。

平成27年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

12301

健康づくり活動の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、個人の適正な生活習慣が定着するための活動を支援し、県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進します。

8020 運動推進員数

260 人
(22 年度)

330 人

80歳で20本以上自分の歯を残すことにより、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことをめざす8020運動の推進員数

12302

こころの健康づくりの推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などのうつ・自殺対策を推進します。

自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数

2 地域
(22 年度)

9 地域

自殺対策の推進のために、各地域(保健所単位)でネットワーク組織を設置している地域数(県全体で9地域)

12303

生活習慣病・難病対策の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

ライフステージに応じた生活習慣病対策を進めることで、重症化予防につなげます。また、難病患者等への適切な医療提供・療養支援を推進します。

特定健康診査受診率

40.2%
(21 年度)

55.0%
(26 年度)

三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率

犯罪に強いまちづくり



地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っておりません。
- このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

変革の視点

これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組めます。
- 犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- 暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	22,215 件	21,000 件以下	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標			
	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (主担当：警察本部生活安全部) 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが連携した犯罪抑止活動等により、県民の身近で発生する犯罪を減少させます。	街頭犯罪等の認知件数	3,641 件	3,200 件以下	街頭犯罪等(空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部) 検挙その他の各種対策の強化により、県民が強い不安を感じる凶悪犯罪・侵入犯罪をはじめとする各種犯罪を減少させます。	凶悪犯の検挙率 主な侵入犯罪の検挙人員	71.6% 194 人	80.0% 210 人	凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合 主な侵入犯罪(侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入)について、1年間に検挙した人数
13103 組織犯罪対策の推進 (主担当：警察本部刑事部) 検挙その他の各種対策の強化により、暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪を減少させます。	暴力団検挙人員	250 人	280 人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数
13104 犯罪被害者等支援対策の充実 (主担当：警察本部警務部) 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支援する機運を高めます。	犯罪被害者等支援の理解者数	1,726 人 (22 年度)	3,500 人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者(中学生・高校生・大学生)に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部) 交番・駐在所等の活動拠点や各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ります。	交番・駐在所施設の充実度	36.3% (22 年度)	42.8%	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合

交通安全のまちづくり



県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、年間約 14,000 人(1日あたり約 40 人)の方が死傷しており、県民の皆さんが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

変革の視点

子どもや高齢者に重点を置いた交通安全教育・啓発など、地域の主体的な交通安全活動を進めるとともに、死亡事故の抑止に向けた取締り等を行います。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備、交差点改良等を計画的に推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

平成27年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	95人	75人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

主な取組内容 (基本事業)

13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

県民一人ひとりが交通安全意識等を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践ができるよう、地域の実情に応じた交通安全教育を推進します。

13202 安全で快適な交通環境の整備

(主担当：警察本部交通部)

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、信号機をはじめとした交通安全施設を整備します。

13203 交通秩序の維持

(主担当：警察本部交通部)

安全で快適な交通社会の形成に向け、交通指導取締り、捜査活動等を推進します。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	13,908人	11,800人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
信号機の整備箇所数(累計)	3,091か所 (22年度)	3,250か所	新設道路の交差点、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い道路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数
シートベルトの着用率	95.9%	98.0%	一般道路における運転者のシートベルト着用率

消費生活の安全の確保



事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

現状と課題

- 商取引が多様化・複雑化し、消費者と事業者との間において情報量の差が大きくなっていることから、新たな消費者トラブルが発生し、高齢者の被害が増加しています。このため、消費者トラブルの未然防止および解決のための支援が求められています。
- 消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、市町の消費生活相談窓口をさらに充実することが必要です。
- 安全で安心できる消費生活を守るためには、消費者団体、事業者団体、市町等と連携し、幅広く啓発活動を行う必要があります。また、事業者自らの消費者の信頼を確保する取組を促進することが課題となっています。

変革の視点

消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体と連携することにより、身近なところでの消費者啓発や情報提供、相談体制を充実させるとともに、地域で支え合う意識を醸成し、消費者トラブルの未然防止や、県民の皆さんの自主的解決の支援に取り組みます。

取組方向

- さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、市町や消費者団体等による地域での啓発活動を促進します。
- 県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供、専門的な相談対応を行うとともに、市町の消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による相談体制充実への助言等を行います。
- 悪質な商取引について、市町や警察、近隣府県、関係団体等と連携して事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

平成27年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活情報を県民が利用している件数	53,833件 (22年度)	56,000件	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数

主な取組内容 (基本事業)

13301

消費者の自立のための支援

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

県民一人ひとりが、自主的かつ合理的な消費活動を行うため、消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等と連携・協働し、正しい知識、情報を得る機会を充実します。

13302

消費者被害の防止・救済

(主担当：環境生活部交通安全・消費生活課)

相談体制を充実し、県民の皆さんが自主的に事業者との消費者トラブルを回避し、または解決することができるよう支援を行います。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.4% (22年度)	100%	県が実施する「出前講座」等が「役に立つ」と回答した受講者の割合
消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.7% (22年度)	100%	消費生活相談のうち、消費者トラブルの解決につながる助言や、仲介による解決を行った割合

薬物乱用防止等と医薬品



さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 薬物事犯の検挙者数は減少しておらず、大麻や合成麻薬の若年層による乱用も懸念されており、幅広い分野の方々と連携して薬物乱用防止に取り組んでいくことが必要です。
- 平成 21 (2009) 年度に一般用医薬品のリスクに応じた分類とそれに伴う医薬品販売時の情報提供の強化などを盛り込んだ新たな医薬品販売制度が導入されました。それに加えて県民の皆さんの医薬品等に対する関心が高まっていることから、事業者による製造から販売までの適正な品質確保や県民の皆さんへの医薬品等に関する情報提供がなお一層求められています。
- 動物に関する苦情や相談件数は毎年 10,000 件以上とここ数年減少しておらず、減少に向けて関係団体と連携して動物愛護精神の高揚に向けた啓発活動に取り組むことが必要です。

変革の視点

民間団体、学校、市町等と連携して薬物乱用防止活動を推進することで、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図るほか、協力団体等の拡大などに取り組むとともに動物愛護管理業務を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等に取り組めます。

取組方向

- 薬物乱用防止に向けて民間団体、学校、市町等と連携して、また協力団体をさらに拡大するなどにより、地域の実情に応じた薬物乱用防止活動を行うとともに引き続き再乱用防止対策や麻薬等を取り扱う施設の監視指導などに取り組めます。
- 医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導等を実施するとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- 県内に流通する医薬品等の安全を確保するため、引き続き医薬品成分試験等の試験検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 犬や猫の譲渡事業や動物愛護教室の開催など、関係団体等と連携した動物愛護精神の高揚に向けた広報・啓発のほか、動物による危害発生防止に取り組めます。

の安全確保

政策 I-3 暮らしを守る

主担当部局：健康福祉部

第1編

第2章

第1節

「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

平成27年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。



県民指標

目標項目

薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)

現状値

145,197人
(22年度)

目標値

395,200人

目標項目の説明

県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

13401

薬物乱用防止対策の推進

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発活動、取締りおよび再乱用防止に取り組み、県民の皆さんの薬物乱用を防止します。

薬物乱用防止事業の協力者数

2,839人
(22年度)

3,194人

県と連携して薬物乱用防止に関する啓発活動などを推進する協力者数

13402

医薬品等の安全な製造・供給の確保

(主担当：健康福祉部薬務感染症対策課)

医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の正しい情報を提供します。

医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合

0%
(22年度)

0%

医薬品等の検査件数に対する承認規格等に適合していない医薬品等の割合

13403

生活衛生営業の衛生水準の確保

(主担当：健康福祉部食品安全課)

関係機関と連携して自主衛生管理の導入を進め、理・美容所、公衆浴場などの生活衛生営業者の衛生水準の向上を図ります。

生活衛生営業施設における健康被害発生件数

0件
(22年度)

0件

生活衛生営業施設における感染症による健康被害の件数

13404

人と動物との共生環境づくり

(主担当：健康福祉部食品安全課)

動物愛護や適正な管理に係る効果的な取組を推進するとともに、民間団体等との連携体制を確立し、動物による危害発生防止に取り組みます。

犬・猫の引取り数

3,799頭
(22年度)

3,285頭
以下

やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られた犬・猫および飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬・猫の頭数

介護基盤整備などの高齢者



利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。
- 介護基盤の整備については、市町と連携して進めているところですが、施設サービスへのニーズが高いことから、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。また、介護サービスを支える人材の育成や資質向上が必要となっています。
- 今後ますます増加する認知症高齢者への対応として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- 地域における支え合いの絆が希薄化してきていることから、元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手となることが期待されています。

変革の視点

介護基盤の整備については、これまで特別養護老人ホームの整備数を目標にしてきましたが、今後は、施設サービスを必要とする入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して整備を進めます。

また、高齢者の地域活動への支援については、これまで老人クラブなどの活動を中心に実施してきましたが、今後は広く高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、元気な高齢者が地域で活躍できる場づくりを進めます。

取組方向

- 介護度が重度で在宅生活をしている特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めるとともに、介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。
- 地域包括ケア^{注1}を推進するため、地域包括支援センター^{注2}の機能強化に努めます。
- 認知症の人やその家族に対する支援体制を整備するため、「多くの人々が認知症を正しく知る」ための啓発や、予防から医療、見守り、相談などの総合的な取組を関係者と連携して進めます。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体への支援など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進します。

平成27年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

福祉の充実



県民指標

目標項目

介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数

現状値

2,240人
(22年度)

目標値

0人

目標項目の説明

県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

主な取組内容 (基本事業)

14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。

14102 介護基盤の整備促進

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を支援します。

14103 在宅生活支援体制の充実

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、総合的な認知症対策を進めます。

14104 高齢者の社会参加環境づくり

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

老人クラブ活動の支援などを通じて、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう支援します。

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

目標項目の説明

主任ケアマネジャー登録数

566人

846人

ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数

特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)

12,985床
(22年度)

16,497床

特別養護老人ホーム(広域型：定員30人以上)および介護老人保健施設の整備定員数

認知症サポーター数(累計)

49,385人
(22年度)

80,000人
(26年度)

認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数

地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数

724人
(22年度)

930人

高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数

注)1 地域包括ケア：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注)2 地域包括支援センター：高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

障がい者の自立と共生



障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できておらず、引き続き整備を続ける必要があります。
- 工賃倍増や職場実習等に取り組んできましたが、福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。
- 障害者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実が必要です。
- 精神障がいのある人への支援に関しては、特に長期入院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できるための仕組みづくり等が求められています。
- 障がい者への情報保障^{注1}や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

変革の視点

障害者制度改革の流れをふまえ、新たな「社会モデル^{注2}」の視点に立ち、障がい者が、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、県民の皆さんと共に、社会全体で支える取組を進めます。また、幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働など、さまざまな分野との連携を強化して、総合的な施策の推進を図ります。

取組方向

- 障がい者の暮らしの場を確保するため、グループホームやケアホームを整備するとともに、日中活動の場を確保するための施設整備を推進します。
- これまでの就労に向けた支援に加え、共同受注窓口^{注3}の運営や社会的事業所^{注4}の設置の支援など、多様な働き方を見据えた事業を展開します。
- 障害保健福祉圏域ごとの総合相談支援センター^{注5}を充実し、障がい児療育、就業生活支援、地域移行などに係る支援を行うとともに、県内全域を対象に、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する広域・専門的な相談支援を実施します。
- 精神障がいのある人が、地域生活へ移行し、継続して生活できるよう、アウトリーチ（訪問支援）^{注6}の一層の強化のほか、精神科救急システム体制の整備などを進めます。
- 障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。
- 障がいの特性に応じた情報コミュニケーションに係る支援と社会参加のための環境整備を進めます。

平成27年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,064人 (22年度)	1,476人	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 障がい者が地域で自立して暮らすことができるよう、日中活動の場やグループホーム等の整備など、サービス基盤の整備を進めます。	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,438人 (22年度)	5,438人	日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)を利用している障がい者数
14202 障がい者福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や、自立・就労に向けた支援など、生活全般にわたる障がい者福祉サービスの提供を行います。	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	50人 (22年度)	75人	障がい者就労安心事業、知的障がい者就労スキルアップ講座、県の機関における職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の充実を図ります。	総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,750人	障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数

施策 142

主な取組内容 (基本事業)

**14204
精神障がい者の保健医療の確保**
(主担当：健康福祉部障がい福祉課)
休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。

**14205
障がい者の社会参加環境づくり**
(主担当：健康福祉部障がい福祉課)
障がい者のスポーツ・文化活動への参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など社会参加のための環境整備を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	316人 (22年度)	560人	病状安定後も、退院後の受け皿がないことなどから社会的入院となっている精神障がい者のうち、「精神障害者地域移行支援事業」により退院した精神障がい者数
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人 (22年度)	1,600人	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加者数

- 注)1 情報保障：音声や文字・映像で情報を取得することが困難な障がい者に対し、社会生活を行う上で必要な情報を障がい者の求める方法で情報提供すること。
- 注)2 社会モデル：障害は個人の能力障害、機能障害に起因するものではなく、社会の障壁によって作り出されるものであるという考え方(社会の障壁には道路・建物などの物理的なものだけでなく、情報や文化、法律や制度、さらには市民意識上の障壁等も含まれている)で、障害者制度改革のベースとなっている国連障害者権利条約の基本的な考え方。これに対して、個人に起因するという従来の概念を「医学モデル」という。
- 注)3 共同受注窓口：授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。
- 注)4 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。
- 注)5 総合相談支援センター：県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。
- 注)6 アウトリーチ(訪問支援)：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

シリーズ・コラム②

パブリック・コメントをありがとうございます！

「みえ県民力ビジョン」の策定にあたって、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」（パブリックコメント制度）に基づき、ビジョンの中間案および最終案に対して、県民の皆さんからご意見やご提案をいただきました。



基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」に対するご意見だけでなく、「県職員もアクティブ・シチズンであってほしい」、「職員間で失敗を共有し、同じ失敗を繰り返さないよう努力してほしい」といったご意見もいただきました。

県職員も一人の県民として、率先してアクティブ・シチズンとなれるよう、意識改革を進めていきます。

NEXT

次回コラムでは、次代を担う大学生から広くご意見をいただいた、「すこいやんかトーク大学編」の様子をご紹介します。

87 ページへ
どうぞ

支え合いの福祉社会づくり



地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化等により、これまで以上に、高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとを、社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する法人等や利用者が増加する中、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上や、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないため、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- 依然として厳しい雇用経済情勢等を背景に、生活困窮者が増加しており、生活の保障と自立に向けた支援が求められています。
- 戦傷病者や戦没者遺族への支援については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮が必要です。

変革の視点

高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、従来の日常生活への支援に加えて、成年後見制度などの権利擁護の取組を強化します。

また、新たに、歩行の困難な方が車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくなるようパーキングパーミット制度^{注1}を導入するとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを進めることにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

取組方向

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援し、住民が互いに支え合う地域社会づくりを推進するとともに、高齢者等が地域で安心して暮らせるよう権利擁護の取組を進めます。
- 福祉人材センターや教育機関等関係機関と連携し、福祉・介護人材の確保・養成を図るとともに、運営に課題のある社会福祉法人等を優先的に指導監査を行います。
- さまざまな主体と連携して、パーキングパーミット制度の定着に向けた普及啓発活動や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- 生活困窮に陥った方への適切な生活保護の実施と、被保護者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援を進めます。
- 戦傷病者や戦没者遺族に対して、よりきめ細かな支援を行います。

平成27年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
福祉サービス利用援助を活用する人数	936人 (22年度)	1,450人	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

14301

地域福祉活動と権利擁護の推進

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

民生委員・児童委員やボランティアの活動を支援し、地域住民による地域福祉活動を推進するとともに、高齢者や障がい者の権利擁護を図ることで必要な福祉サービスを利用しながら地域で生活できるよう支援します。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
民生委員・児童委員活動件数	552,213件 (22年度)	562,000件	福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の年間活動件数
介護関係職の求人充足率	27.4% (22年度)	40.0%	県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.0% (22年度)	80.5%	社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において適正と認められた法人の割合

14302

福祉分野の人材確保・養成

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

新たな人材の確保や求人と求職のマッチング支援、研修等を通じた資質の向上と定着支援などの取組を進めます。

14303

福祉サービスの適正な確保

(主担当：健康福祉部福祉監査課)

社会福祉法人や介護保険事業者等が法令等を遵守した健全な運営を行うよう、効率的、効果的な監査を実施することにより、利用者への適切なサービスの提供を確保します。

施策 143

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進

(主担当：健康福祉部健康福祉総務課)

さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
------	-----	-----	---------

さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	30件 (22年度)	120件	ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数
-------------------------------	---------------	------	---

14305 生活困窮者の生活保障と自立支援

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

失業等のため生活に困窮する方に対して貸付を行うなどの生活支援を実施するとともに、生活保護の適切な実施と生活保護受給者の自立支援を進めます。

生活困窮者等の就労・増収達成率	41.9% (22年度)	50.0% (26年度)	就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合
-----------------	-----------------	-----------------	---

14306 戦傷病者等の支援

(主担当：健康福祉部地域福祉国保課)

戦争犠牲者への慰霊を行うとともに、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人 (22年度)	1,145人	戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数
------------------	------------------	--------	----------------------------

注)1 パーキングパーミット制度：身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。

シリーズ・コラム③

大学生と知事の意見交換！ その1

「みえ県民カビジョン」には、次代を担う若い人たちからの意見も反映させています。

そのひとつが、「みえの現場・すごいやんかトーク大学編」です。地域活動などに取り組む県内の学生の皆さんと知事が直接、意見交換を行いました。



皇學館大学を皮切りに、三重県立看護大学、鈴鹿国際大学、高田短期大学、近畿大学工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学、四日市大学、四日市看護医療大学、三重大学で開催しました。延べ104名の学生が参加し、日頃の自分たちの生活や活動を通じて課題に思うことや、10年後「こんな三重になったらすごいやんか！」という具体的な意見をたくさんいただきました！

NEXT

次回コラムでは、「すごいやんかトーク大学編」での学生の皆さんからの声をご紹介します。

97ページへ
どうぞ

地球温暖化対策の推進



低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

現状と課題

- 三重県域における平成 20(2008)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成 2(1990)年度)に比べると 9.7%増(森林吸収量を含む)と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が 59%、運輸部門が 15%と排出量の大部分を占める一方、伸び率(対 1990 年度比)では、民生業務部門(オフィス、店舗等)が 68%、民生家庭部門が 20%と大きな伸びを示しています。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされる中、電力を中心に県民の皆さん、事業者とも省エネが大きな課題となっています。
- 地球温暖化対策については、省エネ等の取組の効果が見えにくいため、意識の高まりが必ずしも行動につながっていない状況にあります。
- 温室効果ガスの排出削減は、各主体において取り組まれています。個々の取組にとどまっておらず、地域などでの一体的な取組が求められています。

変革の視点

さまざまな主体の個々の取組に加え、まちづくりの観点から、地域の特性を生かして、各主体が一体となって取り組むことで、より効果的な温室効果ガスの排出削減をめざします。

取組方向

- 「三重県新エネルギービジョン」をふまえて策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進していきます。
- 今後、エネルギー問題等も含めた総合的な観点から地球温暖化対策を進めていく必要があります。そのための条例の制定を検討していきます。
- 大規模事業者に対しては、地球温暖化対策計画書制度の改善等により、自主的な取組を促進していきます。
- 中小事業者に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E M S)の普及拡大を図り、環境経営の促進を通じて温室効果ガスの排出削減につなげていきます。
- 県民の皆さんに対しては、地球温暖化防止活動推進員が行う普及啓発活動を通じて、家庭での節電取組や省エネ家電の導入、リフォーム等による効果を「見える化」することにより、意識の高まりを行動につなげていきます。
- 地域の特性を生かしながら、県民の皆さん、事業者、行政等が役割を分担し、地域が一体となって電気自動車等を活用するなど低炭素社会をふまえたまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 三重県環境学習情報センターを拠点に環境教育を推進していきます。

平成27年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+ 9.7% (20年度)	+ 1.5%以下 (25年度)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

15101
温室効果ガス排出削減の取組推進
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)
「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22年度)	+ 2.4%以下 (26年度)	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の平成22(2010)年度に対する増減比率

15102
環境経営の促進
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)
事業者の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境負荷の低減を促進します。

三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)	217件 (22年度)	420件	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数
---	----------------	------	---------------------------------------

15103
環境行動の促進
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)
県民の皆さんのライフスタイルの変革を促進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。

環境活動参加者数	4,010人 (22年度)	6,000人	環境行動を促進するために地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員等により、実施する講座等への参加者数
----------	------------------	--------	--

15104
環境教育の推進
(主担当：環境生活部地球温暖化対策課)
子どもたちを中心に環境教育を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。

環境教育参加者数	28,557人 (22年度)	29,000人	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数
----------	-------------------	---------	---

廃棄物総合対策の推進



私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

現状と課題

- 住民、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組によって、ごみの総排出量は減少していますが、一般廃棄物の約3割（重量ベース）を占める生ごみの資源化は、一部地域での実施にとどまっていることから、県民の皆さんへの普及啓発も含め、その取組が一層促進されることが課題となっています。また、東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物の円滑な処理が求められています。
- 産業廃棄物の3Rについては、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。また、産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、排出事業者責任の徹底や廃棄物処理業者の優良化が求められています。
- 不法投棄事案の件数は減少傾向にあるものの、依然として行為者不明な事案が後を絶たず、手口も悪質・巧妙化しています。また、過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障等（人の健康または生活環境に係る被害が生じている、またはそのおそれがある状態）の除去が求められています。

変革の視点

市民団体による小学生への環境教育・環境学習を充実するなど、「もったいない」という環境意識を高めます。また、地域自らによる監視の目を加えることで、不法投棄を許さない社会づくりを進めるとともに、リスクコミュニケーションのもとでの不適正な処理事案の迅速な是正により地域住民の安全・安心を確保します。

取組方向

- 「もったいない」を基本とした環境意識を高揚するための普及啓発を行うとともに、食品由来の廃棄物の地域資源としての活用を図るため、市町域を越えた取組を進めるなど、市町の特性をふまえ、地域の住民やNPO、事業者等の連携のもとでのごみゼロ社会づくりを促進します。また、災害時の廃棄物処理体制の一層の充実・強化を図ることで、県民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ります。RDF焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。
- 排出事業者に対する3R促進を含めた管理計画の策定指導、発生抑制等に対する支援、リサイクル製品の普及促進や産業廃棄物系バイオマスのリサイクルに向けた取組により、産業廃棄物の3Rと適正処理を進めます。また、電子マニフェストの普及や優良産業廃棄物処理事業者の育成・活用により排出事業者が一層処理責任を果たすことによって、県民の皆さんの廃棄物処理に関する安心感を高めます。
- 産業廃棄物の処理に対する監視指導を強化するとともに、地域住民による自主的な監視活動を促進して幅広い監視の目を光らせるとともに、過去の不適正処理事案について、地元等とのリスクコミュニケーションを行いながら、計画的かつ迅速な是正により、県民の皆さんの安全・安心を高めます。

平成27年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物(生ごみ等)の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。



目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	367千トン (22年度)	306千トン 以下 (26年度)	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量

主な取組内容 (基本事業)

県の活動指標

15201

ごみゼロ社会づくりの推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課)
ごみゼロ社会の実現に向けて市町と連携して生ごみ等の資源化を進めるとともに、今後、大規模な災害が発生した場合に災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう関係機関との連携を充実していきます。

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	964 g/人・日 (22年度)	913 g/人・日 以下 (26年度)	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値

15202

産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課)
産業廃棄物の適正処理に関する体制整備を進めるとともに、排出事業者における再生利用への取組を促進します。

産業廃棄物の再生利用率	38.8% (22年度)	42.2% (26年度)	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合
-------------	-----------------	-----------------	--

15203

不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進

(主担当：環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課)
産業廃棄物の過去の不適正処理事案の是正を進めるとともに、さまざまな主体との連携および監視体制の強化により不法投棄の早期発見・未然防止や不適正処理の是正を進めます。

産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	370トン 以下	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量
--------------	-----------------	-------------	-----------------------

自然環境の保全と活用



県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

現状と課題

- 里地・里山が利用されなくなったことや干潟の減少などにより、生物多様性などの自然環境の質が低下していることから、希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにして、みんなで保全する活動を行い、希薄になりつつある人と自然とのつながりを再生していくことが求められています。
- 野生鳥獣による農林水産業等への被害や、希少植物の食害が社会問題となっており、増えすぎた野生鳥獣を適正な生息密度に誘導することが求められています。
- 優れた自然景観や希少野生動植物の生息環境などを保全するため、開発などに伴う負荷の低減が求められています。
- 近年のアウトドアブームや、エコツーリズム^{※1}の広がりに対応した、利用しやすく安全な自然公園施設等の整備や効果的な情報発信が求められています。また、自然歩道等の自然の中の施設について、利用者と共に管理を行う仕組みも求められています。

変革の視点

農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣の保護管理のあり方を見直し、捕獲に係る制限緩和などにより適正な生息密度に誘導します。また、生物多様性の調査や計画策定を専門家や県民の皆さんと共に行うことで、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進して、自然との共生を進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの参加を得て、県内の希少野生動植物の現状把握を行い「三重県レッドデータブック^{※2}」を更新します。また、専門知識や必要な情報の提供などを行い、NPO等が行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を支援します。
- 身近な自然環境や生物の多様性から、私たちが享受している恩恵や、その利用を持続可能なものとする必要性について普及啓発を行います。
- 農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシ、ニホンザルについて、捕獲頭数の制限緩和などにより捕獲を促進し、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- 自然公園や三重県自然環境保全地域等を適正に管理し、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の整備や利用者にわかりやすい情報発信、自然環境に配慮した河川や海岸等の整備・保全を進めます。

平成27年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。



県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生物多様性の保全活動実施箇所	34 箇所	74 箇所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計

主な取組内容 (基本事業)

15301

生物多様性保全の推進

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

県内の希少野生動植物の現状を明らかにして情報発信するとともに、さまざまな主体による生息環境の保全活動等を促進します。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
ニホンジカの推定生息頭数	51,800 頭 (22 年度)	10,000 頭	県内に生息するニホンジカの推定生息頭数
自然環境の新たな保全面積(累計)	-	163ha	新たに「自然公園特別地域」、「自然環境保全地域特別地区」に指定された面積および新たに「里地里山保全活動計画 ^{注3)} 」の認定を受けた面積の合計
自然とのふれあいの場の満足度	80.1% (22 年度)	85.0%	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度

15302

自然環境の維持・回復

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

事業活動等による自然環境への影響を軽減して優れた自然の保全を図るとともに、生態系の維持回復を進めます。

15303

自然とのふれあいの促進

(主担当：農林水産部みどり共生推進課)

利用しやすい施設整備や情報発信により、県民の皆さんが自然とふれあう機会の提供を進めるとともに満足度の向上を図ります。

注1 エコツーリズム：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組み。

注2 レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。

注3 里地里山保全活動計画：三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画で知事が認定するもの。

大気・水環境の保全



自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで健康的な生活を営んでいます。

現状と課題

- 県内の大気環境は、おおむね良好な状態に保たれていますが、二酸化窒素に関しては、NO_x・PM法^{注1} 対策地域の一部で、自動車排出ガスによる影響が大きく、大気環境基準を達成していません。
- 健康に影響を与える光化学スモッグ^{注2} は、その濃度上昇に備えるための予報^{注3} が、毎年、発令されています。
- 河川の水質は、近年環境基準(BOD^{注4})の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については、伊勢湾において赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、環境基準(COD^{注5})の達成率は50%前後で推移しており、水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について、さらなる汚濁負荷の削減による水質改善が求められています。
- 海岸域では、河川を經由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。こうした課題の解決に向けて、県民の皆さん、民間団体、企業等による、森・川・海のつながりを意識した流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大・活性化が求められています。

変革の視点

良好な大気環境、美しい川や海は、地域で守るという意識の醸成を図ることにより、県民の皆さんや民間団体等による大気保全や水質改善などの主体的な環境活動とその連携を促し、大気や水質の環境保全につなげていきます。また、生活排水処理施設については、事業ごとの実施という観点を超えて、一体的に、地域の実情をふまえた適切な手法で整備を進めるとともに、単独処理浄化槽からの転換を促進します。

取組方向

- NO_x・PM法対策地域については、平成32(2020)年度に大気環境基準を達成するため、NO_x・PM総量削減計画に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら、大気環境への負荷が少ない自動車への転換を促進するとともに、流入車対策等を実施します。
- 光化学スモッグによる被害の未然防止のため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、工場等における排出ガス対策を実施します。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(第7次)に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を一層削減します。
- 生活排水対策については、浄化槽、下水道、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が求められていることから、地域の実情に応じた適切な手法による整備とするほか、浄化槽では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換および市町村設置型浄化槽の整備を特に促進します。
- 伊勢湾の海底に堆積した底泥の調査結果をふまえ、大学等研究機関と連携することにより、貧酸素水塊の対策に向けた調査・研究を推進します。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等の協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、愛知県や岐阜県など、伊勢湾流域圏での発生抑制対策が求められることから、関係機関等との連携を進めます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。



伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦
(津市香良洲海岸)



県民指標

目標項目

大気環境および水環境に係る環境基準の達成率

現状値

93.9%
(22年度)

目標値

97.0%

目標項目の説明

大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合

主な取組内容 (基本事業)

15401 大気・水環境への負荷の削減

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

コンプライアンスの徹底とともに、立入検査等により工場・事業場の環境意識を高めることにより、工場・事業場からの環境負荷の削減を進めます。

15402 自動車環境対策の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

流入車対策等を進めるとともに、大気環境への負荷が少ない自動車の比率を高めます。

15403 生活排水対策の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設の整備率を高めます。

県の活動指標

目標項目

大気・水質の排出基準適合率

現状値

98.3%
(22年度)

目標値

100%

目標項目の説明

工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域へ排出される排水(いずれもダイオキシン類含む)が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合

NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率

93.3%
(22年度)

100%

NOx・PM法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合

生活排水処理施設の整備率

78.0%
(22年度)

82.8%
(26年度)

浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合

施策 154

主な取組内容 (基本事業)

15404

伊勢湾の再生

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

海岸漂着物の発生抑制および回収の広域的な取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。

15405

環境保全のための調査研究の推進

(主担当：環境生活部大気・水環境課)

土壌汚染の由来推定や大気中の微小粒子状物質発生源推定など、環境調査研究の成果等を公表し、大気環境および水環境の保全に役立てます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
水環境の保全活動に参加した県民の数	18,776人 (22年度)	26,500人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
調査研究成果件数	3件	4件	大気環境および水環境の保全や改善に貢献する調査研究成果を公表したテーマ数

- 注)1 NOx・PM法：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のこと。自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4(1992)年に定められた。県内では、平成13(2001)年12月に四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注)2 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注)3 予報：光化学スモッグ予報。予報発令地域内では、健康被害防止のため、屋外の激しい運動を避け、また、協力工場は注意報発令に向けた燃料削減の準備等の体制をとることが求められている。
- 注)4 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。
- 注)5 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。

シリーズ・コラム④

大学生と知事との意見交換！ その2

「みえの現場・すこいやんかトーク大学編」での学生の皆さんからの声を紹介します！

Q 自分の活動の中で、将来不安に思うことはありますか？

- ・商店街の空洞化や地方の少子高齢化。地域のつながりや伝統や祭といった文化がなくなってしまうそう。(皇学館大・男性)
- ・三重県は車がないと生活に困ること。(三重大・男性)
- ・献血活動を一般の方に広める機会が少ない。県単位で協力を呼びかける組織が必要。(県立看護大・女性)



Q あなたは、どんな時に幸せを感じますか？

- ・自分が誰かの役に立ったとき、周りの人が幸せになったとき。(高田短大・女性)
- ・誰かに支えてもらったとき。
今度は支える側になりたいと感じた。(高田短大・男性)
- ・将来、この道に進みたいということが明確になったとき。
(皇学館大・女性)
- ・絆やつながりの強さを感じたとき。(鈴鹿医療科学大・男性)



Q 将来の夢は何ですか？また、どんな自分になりたいですか？

- ・自分だけでなく、周りの子どもや若い人も良くなるようなことをやりたい。(鈴鹿国際大・女性)
- ・周りの人にとってプラスの存在になりたい。(鈴鹿国際大・女性)
- ・小さい子どもたちがものづくりに興味を持てるようなおもちゃを製造したい。(近大高専・男性)
- ・障がい者にやさしい車、震災のときでも安全な車の開発がしたい。(近大高専・男性)
- ・地元で最初の女性放射線技師になりたい。(鈴鹿医療科学大・女性)



知事のコメント

いつまでに何をするという目標を持つことが大切です。また、価値観の異なる人と交流する機会をたくさん持って、多くのことを得てほしいですね。

NEXT

次回コラムでは、若い世代のニーズをお聞きするため実施した「高校生アンケート」についてご紹介します。

135ページへ
どうぞ